

○須高行政事務組合職員等の旅費支給条例

(令和5年2月28日条例第3号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、公務のために旅行する職員等に対して支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(旅費に関する規定)

第2条 職員等の旅費については、[須坂市職員等の旅費支給条例（昭和63年須坂市条例第4号）](#)の例による。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。